

第十回宗教法学会・報告

## 宗教法人間の紛争と準司法機関

松本保三

(創価大学・弁護士)

—

私は、これから、宗教法人間の紛争と準司法機関ということについて、レジメの番号順に御報告させていただきます。たいと思います(付録レジメ参照)。

私が担当いたしました題は、「宗教法人間の紛争と準司法機関」という題で、大きな題でございますので、わずかな時間で御報告することは非常に難しいと思いますけれども、平素考えていることの構想を、ここで皆さん方に御報告申し上げます。色々の御批判を、お願いしたいと思います。

ここで、レジメにあげましたのは、一ないし五までございますが、問題は五の審議機関について、どのような構成にしたらいいかという仮案を、本題の結びとして、御報告いたしたいと思います。その前提といたしまして、一番にあります紛争の中心課題は現在、いろいろありますけれども、特に準司法機関として必要な問題として提起すべき点、中心課題として、あげてみたいと思います。

もうすでに御承知のように、宗教法人では宗憲、宗制、宗規、教義という形で、いろいろの宗規についての根本規則が規定されております。

そして、その次には、(B)にあげました、人事に関する、組織が、規定されているのが、通常でございます。その次には責任役員について規定され、財政の規定も続いてくるわけでございます。特に、準司法機関として必要な、根本問題というものは、(A)と(B)に関係することが、多かろうと思っております。

この(A)にあげましたものは、もうすでに御承知のように、最高裁判所の判例として、宗教教義と儀式、宗教の慣行についての争いがある場合は、裁判所では、判断を差し控えるべきである、という判例がでています。いわゆる創価学会の板まんたら事件(最判昭和五六・四・七民集三五巻三号四四三頁)でございますが、その後次々とそれに関する事項について、各裁判所で、判決がなされております。

これについては、別講で報告されると思いますので省略させていただきます、さしあたって、そういう様な形で、現在わが国の裁判所というものが、どうあるべきかという、批判に立たされている時ではなかるうかと思っておるわけでございます。

すなわち、この、宗憲、宗制、宗規について争いについて、今までは、どういような態度ででていたか、とふり返ってみますと、特に問題が少なかったのは、神社関係の争いのように思うわけでございます。

特に神社の中の教義の争いというのは、ほとんどない、というぐらいに少ないと思います。これはまあ、わが国の日本の伝統と申しますか、神道国家という思想が、中心に流れておりまして、神社本庁というものがあ、日本の各神社で、いろいろ方針を定めているようにも思われます。

そして、文部省、文化庁でも、日本の神道ということにおいては、国家神道としての考え方をもち、教義の争い

というものが、近年少なかったというのでございます。

太平洋戦争後、仏教界でいろいろな問題がおこりまして、納税政策、施策について、国との間での問題がおこっているわけでございます。

仏教の世界といいますが、仏教界においては、非常に色々な問題がおこっております。

## 二

(A) これについて、この宗教法人の中で設けております、審議会というのがございます、審議会というものが、どういう役割を果してきたか考えてみなければなりません。準司法機関を仮案とし、これを対照して考えてみたいと思うわけです。審議会の位置並びにその構成というのを見ますと、これは、宗教法人が制定されると同時に、二の(A)にあげましたように、文部大臣の諮問機関だとして提議をするという大きな役割を果してきたわけです。そしてこれは、特に宗教法人の規則については、いろいろな、諮問に応じてきた、大きな「役割」があつたわけです。ここに書いてますように、「宗教法人に関する認証その他、宗教法人法に基づき、その権限に付属せられた事項を審議し、及びこれに関連する事項について、文部大臣に建議すること」。これは、文部省設置法の四三条と宗教法人法の七一条にあげられたわけです。

(B) しかしここに一つ、(B)にあげましたように、「ただし」書きといいますが、大きな制限事項がありまして、「審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等、宗教上の事項について、いかなる形においても、調停し、または干渉してはいけない」と、こういうような、規定が置かれたわけでございます。これは、宗教と国家という世界観

から見て設けられた規定だろうと思うわけでございます。宗教界にとつてこれが非常に大きな信仰の自由というものをうちたてられた法規範ではなからうかと思ひます。で、こういうような審議会は、その大きな制限をうけております関係上、先程申しましたように、宗教教義、宗教儀式、伝統、そういうことの争いについてはいっさいこれは積極的には、関与することを差し控えてきたと、いうことがわかるわけです。

ところが、従前、高等裁判所、地方裁判所、いわゆる下級裁判所においては、この七一条の解釈においても、必要ならば、宗教事項でも、権利義務に関係することならば、裁判することについては、可能であるという判例も、でておったわけでございます。そういうことがありました関係上、非常に混乱状態になっておりましたが、昭和五年の四月七日に、はじめてこの、先程申しました板まんだら事件で大きな裁判所の方針が決められたのでございます。そういう関係上、七一条はもとの姿になって、裁判所はもちろんのこと、国、すなわち文部省も、文化庁も、この教義の争いについては、非常に慎重な態度を示してきた、というように思うわけでございます。

一つの例を見ますと、包括寺院の中で信徒が除名されたと、それについて、審議会の方でもこれを諮問をうけた時にも、これは、昭和四〇年の十月の一八日付の宗務課長の回答として、慎重に計らなければいけないという態度をとつて、結論は、出しておりません。いわゆる宗教法人の内部で、話し合いをするように、ということに、しております。

最近にいたつては、昭和五三年三月六日でございますけれども、同じように宗務課長の回答として、慎重にあらねばならないという回答をしております。これは壇徒と寺院との争いについての、質疑についての回答でございます。

こういった、この審議会の態度というものがこの七一条の精神を重んじたわけでありまして、そして先程申しま

した裁判所の示した大きな宗教事項についてのわくを建てて、差し控えるべきだ、と示してきたわけでございます。

### 三

こういうような関係で、宗教法人の大きな抗争をみますと、三にあげました、(A)の1、2、3、4、という一応、争いを判断する機関としての規則があげられるのではなからうかと、いうのでございます。しかし一歩宗教教義の争いに深く立入って判断する機関として対処する規則としては充分ではないと思われまます。この、1、2はおよそ、行政機関といえますか、行政機関と、立法機関とを合わせたような、機関だと思っております。

三番目にあげました、3、監査機関というのは財務の点、あるいはそれに付随する事項について、経理の監査をやっている機関でございます。

第四番目にあげましたが、4、審理機関という規定でございます。

### 四

そこで、こういった、立法、行政、司法といえますか、法人格の中での、機関の分類をいたしますと、最後の審議機関がどうあるべきか、ということ、調べてみたわけでございますが、宗教教義の争いの解決には充分な規定ではないと思われまます。それが、「資料一」のところ、あげたところでございます。

(一) これは(付録(資料二)参照)各寺院の順序も同でございますので、そういう意味で、見ていただきたいと思

いますが、いろいろな、紛争審議会を担当するところがあります。神道では、宗教法人「神道大教」の教規でござい  
ます。非常に規定が少なく不十分で二ヶ条だけしかございません。

(二) 高野山の真言宗においても、教義という意味で、非常に簡単な規定をおいています。

(三)および(四) は、浄土宗、妙心寺でございしますが、これも紛争の審議会とか審査会という名称で、主としてこの、  
宗内での争いを、一応受けつけようという意見がうかがわれるわけでございします。

(五) 第五番目のこれは非行及び紛議の審判及び調停を監察部において行うということがうかがわれます。これは、  
曹洞宗の規則であります。これも、非常に形は変えておりますけれども、その手続規定は、慣習にまかしている  
ような感じがいたします。

(六)、(七) 六番目、七番目の、日蓮宗、日蓮正宗の場合も、非常に簡単なわけでございします。

もちろん、この最後の、日蓮正宗宗制については、宗規でまた別に審査規定を決めておりまして、比較的、詳しい  
規則を立てておりますけれども、これも、教義等紛争解決の立場から見ると、非常に大まかな手続を決めた規定と  
いう感じがいたします。

こういった意味で、この規則をみますと、甚だ粗雑でこういうことでもいいのだろうかというふうに見えるの  
であります。

ここで、四の、判例の流れというのを見ますと、先ほど申しました板まんたら事件から、これを基礎とする判例  
が出ておるわけでございまして、一例をあげると、静岡地裁の、最近(昭和五八年)の判例も、教義の争いを目的と  
するもので日蓮正宗の事件でございしますけれども、訴えを却下しているわけです。

宗教教義については、深くたちらない、ということ、却下して、これは、東京高等裁判所でも、これに関す

る訴訟が継続しておるわけでございますが、こういったような意味で、今後、訴えの却下が宣告されるような場合になつたら、果して宗内の内紛の争いが未解決で、それで宗内秩序というものが維持されるかどうかということになるかと思うのであります。

教義にまつわる内紛の争いについては、宗教の包括法人の内部機関でやれというふうには託されているような判例ではなからうかと思うわけでございます。教義にまつわる包括法人と被包括法人との内紛は、裁判所ではタッチしないもんだ、というふうになると、例えば、包括法人と被包括法人間の寺院の明け渡しの場合とか、あるいは、金の貸金請求であつたとか、というような時に、法主、管長のような代表者に委任された訴訟の場合には、これは、どういうふうにやっていくのであろうか。

裁判所は深くタッチしない、という裁判の大きなわくを広げていけばいくほど、その包括法人の責任、解決すべき責任は、非常に重くなる、と同時に、機関がもしも、充分でないとすれば、裁判所、その他、一般の第三者からは、これは困るといふ非難がおこることになる。やはり、権利義務に関係することであるからということ、そこへしぼつて、宗教教義事項についても、深く入ってくるような判例が、でてくるのではないか、変わってくるのではないか。いずれにしても、これらは、包括法人の解決機関（準司法機関）に託されているように思うが、どうでしょうか。

そういった意味で、準司法機関的なものが、充実すれば、それが政教分離の観点からも必要であり紛争があれば法人の審査機関へ来て下さいということ、バトン・タッチを受けて、国家の司法機関から、包括法人の準司法機関へと委譲をうけることになる。充分こなせるんだ、というふうにならなければいけない、こういうように、考える必要があるわけでございます。ところが、さしあつての、最近の、裁判所の方針というものは、教義には深く



立ち入らないということは、これはもう、はつきりしてきたと、思います。そして、裁判所は教義自体が、争いの中心課題になっていくことを認めた事例である限りは、そういう態度を持つていくと思います。

ところが、包括法人というものの内部間で当事者になったような時に、少なくとも、それなりの責任を、逆にもたなければ、いけないのではなからうか、そういうような意味で、つぎの審理機関が必要になるのであります。

## 五

五の、包括法人の、審理機関のあり方について、ここで、考えてみなければ、ならないと思うわけでございます。準司法機関ということは、非常に大きいイメージを与えるかもわかりませんが、私は、この宗教法人法七一条の構想から申しますと、教義の最終的な權威というものは、包括法人の中で充分こなせる能力を持たねばいけないし、持つているものであるという前提で、この法人の自律権を考えてみるわけでございます。

これは、諸外国の関係を、もう少し深く調べるべきでございますけれども、たまたま政教分離の書物を見ておりました時に、わりあい、この宗教事項と裁判所の関係を定めている、最近の日本の裁判所のように考えている、諸外国の例があります。政教を分離しているのであります。すなわちフランス、アメリカ合衆国、イタリー、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル、ベルギー等とあげられます。

もう一つ挙示しているものがございます。これは、南アフリカのフランス系の国とソビエトにも、いわゆる宗教内の裁判機関というものは存在している、というふうに分らかにされています。

こういうところから見ると、長い宗教と国家との争いについて、この人民が勝ちえた国々では、やはり裁判所に

まかさずに、いわゆる宗内での司法機関というものが、くわしく規定しているものだから、裁判所は差し控えてきたのではなからうか、と思います。

日本の国では、これらの構想をとり入れ、そういう意味で、これから、最近の裁判所の判決のように、託された宗教法人の責任はどうあるべきかということを、一応、〔資料三 審議会・仮案のように考えてはいかがかと思うわけです。〕

それは、審理会という名称に致します。一応、審理機関という名前で、仮案としてあげたわけです。(A)に書いてますように、中には、第三者的な、公益的機関、これは、機関じゃございませんけれども、公の立場から、学識経験者という方に、入っていただくことも、必要ではなからうか、と思うわけですが、機関自体としては、各宗教の、最高の包括団体の中で、設けるべきであると。これについては、宗教法人法の第七一条、八五条の精神にのっとり、これをカバーする機関を、別に、つくらなければいけないと。

そういう意味で、公益代表の意義ということをあげたわけで、公益とか私益の当事者とかいう意味ではございませんので、それを、御理解願いたいと思います。

なお、包括法人と被包括法人間の争訟または単位寺院と壇信徒間との争いが、生じたような時は、やはりこれは、地方庁の所在地に、なんらかの機関（地方委員）を設けて、包括法人の内部ごとに設置しておく方がいいのではないかと思います。壇徒間の争い、末寺壇徒と住職の除名問題に関する争いは、いちいち包括法人のところまでいかなくていいのではないかと考えています。なるべく地方庁所在地で調停できる機関を設置すべきではなからうかと思えます。包括法人とか被包括法人の中の司法機関というのは、あくまでもその包括法人の中の責任において判断するわけでございますから、決してこれは国との関係ではございません。

(A) 学識経験者が入ってきたからといってこれに左右されるものではありませんので、そういう意味で、この(A)のような案も必要ではなからうかと思えます。

(B) そして五(B)の宗教法人法の審議会との比較というのは、審議会と〔資料二〕の審理会とは全く異なり、切り離さなければいけない、ということです。(付録〔資料二〕「審理会」規定参照)。そして審理会は純全たる準司法機関である中立機関として、なにもものにも、指図をうけない独立の機関を想定しております。すなわち審理機関は準司法機関であると考えたわけでございまして、宗教法人法の審議会と根本的に異なるもので、両者は別個独立の構成であります。

次に、準司法機関の委員の任期の規定と異議手続の規定であります。異議の機関、そしてこの異議について次に管長が裁決するというよう、あたかも裁判手続のように構成員にどういふ人が担当されるか、それから任期の点、裁判所で、裁判官の裁判するように裁判する場合(審理)の規定及び決定裁定にいくまでの、いろいろな手続をする審理の規定を置かなければいけないのではないかと思っております。

それから、審理会の決定について、宣告した時より一四日以内に、書面をもって、管長に異議の申し立てをすることができ。そして、異議の申し立てには原則として正副二通を作成して、申し立て人の住所氏名、異議の理由、立証事項、これまで調べられた証拠書類の副本(写し)を、管長に最終的に提出し申し立てすることができます。

そしてそれは、審理長を通じて管長に異議の申し立てをするという構成であります。審理長が、もしも誤つていた時の再度の考案(再びこう考えなおすという再度の考案)の機会を申し立て人に与えて、そしてそれを変更する理由あるときには変更しなければいけない。そのままいいという時には、二週間以内に審理をするということで、管長にこれを送る。

管長は、審理長から来た時には、三ヶ月以内にこれを審理する。そして、なるべく早くこれを、裁決をして、その書面を、申し立て人に送付する。裁定には必ず理由を記載する。審理会の審理について特に別段の事情があった時には、引き続き継続することができる。以上の規定をおき、そしてこの審理中には、申し立ての間、全期間を通じて議事録を作成して、その議事の要領、経過と結果を記載したものを、つねに審理会に置いて、そしてその議事録には、全審理員が署名・なつ、印して保持をし、申し立て人、関係人の要求があつた時には、これを閲覧に供する。そして、宗内の、公開での審理をする。以上のような構成で、手続規定を定立して見ているわけでございます。

また、これについては、外国の準司法機関的なものもまだ、逐一検討しなければなりませんけれども、私の、一応構想を整理したものを発表したものであります。

キリスト教会での採決について、それに従うべきだという判例がございました。わが国では昭和五十一年の四月一六日に、名古屋地裁で、キリスト教会が司祭に対してなした除名処分を、相当とする判決もしています。教会の規定規範だから、非常にくわしくキリスト教会内の規定、条文があげられております。キリスト教会内の準司法機関、は古代のカノン法の典範とか、「カノン法」自体についての、手続規定も、参考にしていくようにも思います。これについては、もう少し、研究の機会を与えていただきたいと思えますけれども、ヨーロッパの方では、こういうような宗教寺院の中での裁判というものが、長い間、その手続、規定が行なわれてきたわけでございます。ところがふり返って、わが日本においては、従前は神道国家とか国家統制というものがおもてにでておりました。争いがあれば、権威のある国柄上、裁判所の判断をうけようではないか、というような希望的観測をもつておられると思います。これは先ほど申しました、宗教法人法七一条、八五条が、厳然として政教分離をあげているわけですから、この根本精神にもとづいて準司法機関的な設置の必要をいそがねばならないのではなからうかと思つてい

わけでございます。

以上まことに簡単であります、これをもって私の宗教法人間の紛争についての準司法機関の構想の発表を終ります。

〔付 録〕 宗教法人間の紛争と準司法機関（報告レジメ）

一、紛争の中心課題

- (A) 宗憲・宗制・宗規・教規について
- (B) 人事に関する組織規程

宗教法人 神社本庁の判断に委ねる。神社本庁の「役員進退に関する規程」(同規程二〇条の二)

二、宗教法人の審議会

- (A) 文部大臣の諮問に応じて宗教法人に関する認証その他、宗教法人法に基づきその権限に属させられた事項を審議及びこれに関連する事項について、文部大臣に建議すること。(文部省設置法四三条 宗教法人法七一条)
- (B) 宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し又は干渉してはならない。

- (C) 組織——委員二〇人以上一五人の委員、宗教家、学識経験者、期間二年、会長互選
- (D) 審議会内部規則 五分の三以上の出席過半数以上の決議

三、包括及び単位の各法人の機構

(A) 包括宗教法人の機構

1、議決機関 宗会・宗議会・教議会・集会・教派会・代議員会總會などと呼ばれるもの

2、諮問機関 宗議顧問会・顧問会・参与会などと呼ばれるもの

3、監査機関 監査局・会計監査会・会計監査院・会計監査委員会・監事などと呼ばれるもの

4、審理機関(準司法機関) 審理局・審査会・監正局・懲戒委員会などと呼ばれるもの

(B) 単立宗教法人の機構

議決機関 (A)と同じ機関

他の機関 崇敬者総代・檀徒総代・信徒代表・教会總會・信徒会などと呼ばれる。

四、包括法人と単位法人(被包括法人)間の判例について

五、包括法人所在地(本庁)と単位法人所在地(地方庁)との審理機関(仮称)の設置の構成について

(A) 学識経験者、宗教学者などの公益代表の委員および本庁、地方庁委員選任、審理会(準司法機関)の設置について

(B) 宗教法人法の審議会との比較

〔資料一〕各宗派規則(抜粋)

(一) 文部大臣所轄包括宗教法人規則 宗教法人「神道大教」教規(抜粋)

第五十四条 教師及び教場相互間における紛議を審理する為に、紛議審理会を置く。

(組織会議等)

第五十五条 第五十条乃至第五十二条の規定は、紛議審理会に準用する。

(二) 文部大臣所轄包括宗教法人規則 宗教法人「高野山真言宗」規則 (抜粋)

(檀信徒総代及び檀信徒協議会)

第三十条 寺院又は教会には、三人以上の檀信徒総代を置かなければならない。

2 組寺に組寺檀信徒協会を、宗務支所に高野山檀信徒協議会支部を、この宗派に高野山檀信徒協議会を設け、宗勢の発展を図るものとする。

(三) 文部大臣所轄包括宗教法人規則 宗教法人「浄土宗」規則 (抜粋)

第八節 監正審議会

(組織)

第三十三条 この法人に監正審議会を置き、監正審議委員五人で組織する。

2 監正審議委員は、教師のうちから宗議会において選挙する。

3 前項の選挙の場合、同数の補充員を併せて選挙しなければならない。

4 責任役員、宗務庁及び東京事務所の職員、宗議会議員及び教区長は、監正審議委員を兼ねることができない。

(任期)

第三十四条 監正審議委員の任期は、四年とする。但し、重任を妨げない。

2 補欠監正審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

第三十五条 監正審議会においては、左に掲げる事項に関する徴戒又は紛議につき審議し、意見を宗務総長に具申する。

一 僧侶による不整の行為

二 選挙に係る違法又は不正の行為

三 責任役員又は職員による不当の処分

四 その他この法人の秩序を乱す行為

2 監正審議会は、審議の結果を公示しなければならない。

3 監正審議会の審議は、何人も干渉し、又は拒むことができない。

(四) 文部大臣所轄包括宗教法人規則 宗教法人「臨濟宗妙心寺派」規則(抜粋)

第七節 審査会

(委員)

第三十条 審査会は、委員五人で組織する。

2 審査会に会長一人を置き、委員が互選した者につき、代表役員が任命する。

3 委員は、左の各号に該当する者のうちから、規程で定めるところにより、宗議会の選出した者を管長が任命する。

一 前堂職以上の法階を有する寺院住職である者

二 規程による本派の公職者でない者

三 徳望識見がある者



四 現に懲戒をうけていない者

五 宗費を滞納していない寺院に属する者

4 委員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

(職務権限)

第三十一条 審査会は、統務局会議の審議判定にかかる初審に対する異議申立て事項を審査決定する。

(五) 文部大臣所轄包括宗教法人規則 宗教法人「曹洞宗」規則(抜粋)

第五章 審事院

(組織及び分掌)

第三十八条 審事院に審判部、監察部及び意見部を設ける。

2 審判部においては宗内における非行及び紛議の審判及び調停を、監察部においては懲戒事犯の調査及び監査を、意見部においては宗制の解釈を行う。

(役員及び職員の数)

第三十九条 審事院に左に掲げる役員及び職員を置く。

役員

院長 一人

副院長 一人

審事 六人

監事 二人

職員

録事 若干人

(資格及び選任)

第四十条 審事院の役員及び職員は、この宗派の教師でなければならない。

2 院長は、宗議会において指名し、管長が任命する。

3 副院長、審事及び監事は、宗議会の承認を受けて、管長が任命する。

4 録事は、院長が任命する。

(任期)

第四十一条 審事院の院長及び副院長の任期は、二年とする。

2 審事及び監事の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

(職務権限)

第四十二条 院長は院務を総理し、審事は審判及び解釈を行い、監事は監察事務を担当し、録事は庶務に従事する。

2 副院長は院長を助け、院長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 審事及び監事は、懲戒又は宗議会における罷免の議決に因る場合を除く外、任期中その意思に反して免職されることがない。

(兼職の禁止)

第四十三条 審事院の役員は、兩大本山又はこの宗派の他の機関の役員又は職員を兼ねることができない。

(六) 文部大臣所轄包括宗教法人規則 宗教法人「日蓮宗」規則(抜粋)

第六節 審査会

(呼称)

第三十四条 懲戒及び紛議に関する審理機関を「審査会」という。

(組織)

第三十五条 審査会は、第一部及び第二部で構成し各々五人の審査員で組織する。

(審査員の選任及び任期)

第三十六条 審査員は、宗務総長が宗会に諮つて選任する。

2 審査員の任期は、三年とする。但し、再任を妨げない。

(七) 文部大臣所轄包括宗教法人規則 日蓮正宗宗制(抜粋)

第八節 監正会

第三十二条 この法人に、宗務の執行に関する紛議または懲戒処分につき、異議の中立を調査し、裁決する機関として監正会を置く。

第三十三条 監正会の組織、運営等については、宗規の定めるところによる。

(資料二) 審理会 (仮案)

一、(構成)

第一 審理員は五人で組織しそのうち一人を審理長とする。

第二 審理会は予備員五人を置く。

第三 審理員は宗会の決議により選出し上位五名を常任、下位二名を予備とし年齢により順位を決定する。

二、(期間、任期)

第四 審理員の任期は三年とし再任を妨げない。

第五 審理員長は常任審理員の互選により定め管長が認証する。

第六 審理員長、事故あるときは上位の者がその職務を代行行う。

第七 審理会は全員出席して開会する。

第八 審理は審査長の許可を得た者の傍聴を許し公開を原則とする。但し、審理長が公開を相当と認めないときは非公開で行うことができる。

第九 審理員は任期中その意思に反して免職されない。

三、(回避及び忌避)

第一〇 審理員は自身に関し申立事件が直接関係あるときは回避することができる。

第一一 申立事件の關係者は回避事由あるときは前条の趣旨により審理員を忌避することができる。

第一二 前二条に關し事由のあるとき審理会は回避忌避該当者を除き合議して右事由を判定する。

第一三 前条の判定を受けた審理員は同判定を直ちに服し異議の申立ができない。

第一四 回避・忌避の事由が決したときは予備員がこれに當る。

第一五 審理員は、この法人の責任役員、宗會議員その他この法人の役職につくことができない。但し、各種のこの法人の選挙権の行使を妨げない。

#### 四、(異議)

第一六 審理会の決定については宣告した日より十四日以内に書面をもつて同審理会を通じ管長に異議の申立をすることができる。

第一七 異議の申立書には正副二通を作成してつぎの事項を必ず記載する。

一 申立人の住所、氏名、身分(現職を含む)

二 異議の事由

三 立証事項

2 異議申立書には証拠書類の正本及び写(謄本)を付す。

第一八 審理長は異議申立を受けたときは、二週間以内に審理し相当と認めないときはその事由を付記して管長に同書を送付する。

#### 五、(管長の裁決)

第一九 管長は審理長より異議書の送付をうけたときは三ヶ月以内に審理し、その結果及び理由を明記した書面をもつて裁

決し、同書面を申立人に送付しなければならない。

第二〇 審理会の審理は原則として三ヶ月以内に審理し決定しなければならない。但し、別段の事由があるときは延期することができる。

第二一 審理会は全審理期間中議事録を作成し、議事の要領経過とその結果を記載し、全審理員が署名捺印して保管し、申立人利害関係人に要求あるときは事件終結に至るまで閲覧に供することができる。